

# 岐阜県公報

第 百 九 十 三 号  
令 和 三 年 四 月 九 日  
(金曜日)

## 目 次

### 規 則

岐阜県砂利採取法施行細則の一部を改正する規則

(商工政策課)二四七<sup>ハ</sup>

### 告 示

土壤汚染対策法に基づく措置を講ずることが必要な区域の指定

(環境管理課)二四七

道路の区域変更

(道路維持課)二四八

土砂災害警戒区域の指定

(砂防課)二四八

土砂災害特別警戒区域の指定

(同)二五〇

### 公 示

土地改良区の合併認可

(農地整備課)二五二

落札者に関する公示

(美術館)二五二

土地改良区役員の退任及び就任

(岐阜農林事務所)二五三

土地改良区の定款の変更認可

(中濃農林事務所)二五三

土地改良区の定款の変更認可

(可茂農林事務所)二五四

土地改良区の定款の変更認可

(下呂農林事務所)二五五

## 規 則

岐阜県砂利採取法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年四月九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第百八十六号

岐阜県砂利採取法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県砂利採取法施行細則(昭和四十三年岐阜県規則第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第三条」を「の規定により知事に提出することとされている申請書その他の書類の部数は、通産建設省令第三条」に、「第四条の規定により提出する書類の部数は、」を「第四条第一項及び第二項に規定するものにあつては」に改め、「写し」の下に「とし、通産建設省令第四条第五項及び第六項、第五条又は第六条に規定するものにあつては正本一通及び写し一通」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

岐阜県告示第百八十六号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、特定有害

物質によって汚染されており、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定する。

令和三年四月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 要措置区域

揖斐郡池田町宮地字上粕子一一番の一部

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十二条の土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

三 土壤汚染対策法第七条第一項第一号に規定する指示措置

地下水の水質の測定

岐阜県告示第百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年四月九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年四月九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
一般国道	四百七十二号	高山市清見町大原字杉谷洞九二八番四地先から同市同町同字与志島八六三番二地先まで	前 後	九〇・七 一七・八	一五〇・〇 一五〇・〇	

岐阜県告示第百八十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和三年四月九日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
1 各務東町1丁目1	各務原市各務東町1丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
1 蘇原興垂町4丁目	各務原市蘇原興垂町4丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
2 蘇原興垂町4丁目	各務原市蘇原興垂町4丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
2 鷺沼西町2丁目4	各務原市鷺沼西町2丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鷺沼大安寺町1丁目1	各務原市鷺沼大安寺町1丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鷺沼大安寺町1丁目2	各務原市鷺沼大安寺町1丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
各務おがせ町3丁目1	各務原市各務おがせ町3丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
1 鷺沼山崎町5丁目	各務原市鷺沼山崎町5丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新鷺沼台7丁目1	各務原市新鷺沼台7丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新鷺沼台7丁目2	各務原市新鷺沼台7丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新鷺沼台8丁目1	各務原市新鷺沼台8丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新鷺沼台8丁目2	各務原市新鷺沼台8丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
1 鷺沼山崎町7丁目	各務原市鷺沼山崎町7丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

鵜沼茅場1	各務原市鵜沼茅場	次の図のとおり	土石流
鵜沼石山1	各務原市鵜沼石山	次の図のとおり	土石流
八木山2	各務原市八木山	次の図のとおり	土石流
八木山1	各務原市八木山	次の図のとおり	土石流
松が丘1	各務原市松が丘	次の図のとおり	土石流
おがせ町8丁目1	各務原市各務おがせ町8丁目	次の図のとおり	土石流
各務おがせ町1丁目2	各務原市各務おがせ町1丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
各務おがせ町1丁目1	各務原市各務おがせ町1丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
須衛町4丁目2	各務原市須衛町4丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
須衛町4丁目1	各務原市須衛町4丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
須衛町2丁目1	各務原市須衛町2丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
1 蘇原東門町2丁目	各務原市蘇原東門町2丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
1 蘇原東門町1丁目	各務原市蘇原東門町1丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
1 蘇原飛鳥町2丁目	各務原市蘇原飛鳥町2丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
須衛3	各務原市須衛	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
須衛2	各務原市須衛	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
須衛1	各務原市須衛	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鵜沼伊木山1	各務原市鵜沼伊木山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鵜沼大伊木町6丁目1	各務原市鵜沼大伊木町6丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
前渡東町1丁目3	各務原市前渡東町1丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上戸町7丁目1	各務原市上戸町7丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県岐阜土木事務所及び各務原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百八十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和三年四月九日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
根尾越波	本巣市根尾越波	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
根尾下大須	本巣市根尾下大須	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
根尾能郷	本巣市根尾能郷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
根尾長島	本巣市根尾長島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
根尾天神堂2	本巣市根尾天神堂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
根尾天神堂3	本巣市根尾天神堂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
根尾天神堂4	本巣市根尾長嶺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
根尾西板屋	本巣市根尾西板屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
根尾小鹿1	本巣市根尾小鹿	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
根尾小鹿2	本巣市根尾小鹿	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
根尾神所1	本巣市根尾神所	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

鵜沼茅場2	各務原市鵜沼茅場	次の図のとおり	土石流
1 蘇原北山町2丁目	各務原市蘇原北山町2丁目	次の図のとおり	土石流

所及び本県市役所に備え置いて縦覧に供する。  
（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県岐阜土木事務所）

根尾奥谷洞 9	本県市根尾奥谷	次の図のとおり	土石流
根尾奥谷洞 8	本県市根尾奥谷	次の図のとおり	土石流
根尾奥谷洞 7	本県市根尾奥谷	次の図のとおり	土石流
根尾奥谷洞 6	本県市根尾奥谷	次の図のとおり	土石流
根尾奥谷洞 5	本県市根尾奥谷	次の図のとおり	土石流
根尾奥谷洞 4	本県市根尾奥谷	次の図のとおり	土石流
根尾奥谷洞 3	本県市根尾奥谷	次の図のとおり	土石流
根尾奥谷洞 2	本県市根尾奥谷	次の図のとおり	土石流
根尾奥谷洞 1	本県市根尾奥谷	次の図のとおり	土石流
根尾東板屋洞	本県市根尾東板屋	次の図のとおり	土石流
根尾大井洞	本県市根尾大井	次の図のとおり	土石流
根尾長島洞	本県市根尾長島	次の図のとおり	土石流
根尾上大須洞	本県市根尾上大須	次の図のとおり	土石流
根尾大河原洞	本県市根尾大河原	次の図のとおり	土石流
根尾奥谷 3	本県市根尾奥谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
根尾奥谷 2	本県市根尾奥谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
根尾奥谷 1	本県市根尾奥谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
根尾高尾	本県市根尾高尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
根尾板所 3	本県市根尾板所	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
根尾板所 2	本県市根尾板所	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
根尾板所 1	本県市根尾板所	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
根尾市場 3	本県市根尾市場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
根尾市場 2	本県市根尾市場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
根尾神所 2	本県市根尾神所	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

岐阜県告示第百九十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和三年四月九日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
各務東町1丁目1	各務原市各務東町1丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
1 蘇原興亜町4丁目	各務原市蘇原興亜町4丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
2 蘇原興亜町4丁目	各務原市蘇原興亜町4丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鵜沼西町2丁目4	各務原市鵜沼西町2丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鵜沼大安寺町1丁目1	各務原市鵜沼大安寺町1丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鵜沼大安寺町1丁目2	各務原市鵜沼大安寺町1丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
各務おがせ町3丁目1	各務原市各務おがせ町3丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
1 鵜沼山崎町5丁目	各務原市鵜沼山崎町5丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新鵜沼台7丁目1	各務原市新鵜沼台7丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新鵜沼台7丁目2	各務原市新鵜沼台7丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新鵜沼台8丁目1	各務原市新鵜沼台8丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

八木山1	各務原市八木山	次の図のとおり	土石流
松が丘1	各務原市松が丘	次の図のとおり	土石流
おがせ町8丁目1目	各務原市各務おがせ町8丁目	次の図のとおり	土石流
各務おがせ町1丁目2目	各務原市各務おがせ町1丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
各務おがせ町1丁目1目	各務原市各務おがせ町1丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
須衛町4丁目2目	各務原市須衛町4丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
須衛町4丁目1目	各務原市須衛町4丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
須衛町2丁目1目	各務原市須衛町2丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
1 蘇原東門町2丁目	各務原市蘇原東門町2丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
1 蘇原東門町1丁目	各務原市蘇原東門町1丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
1 蘇原飛鳥町2丁目	各務原市蘇原飛鳥町2丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
須衛3	各務原市須衛	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
須衛2	各務原市須衛	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
須衛1	各務原市須衛	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鷺沼伊木山1	各務原市鷺沼伊木山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
目1	各務原市鷺沼大伊木町6丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
前渡東町1丁目3目	各務原市前渡東町1丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上戸町7丁目1目	各務原市上戸町7丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
1 鷺沼山崎町7丁目	各務原市鷺沼山崎町7丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新鷺沼台8丁目2目	各務原市新鷺沼台8丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県岐阜土木事務所及び各務原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百九十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和三年四月九日

岐阜県知事 古田 肇

八木山2	各務原市八木山	次の図のとおり	土石流
鷺沼石山1	各務原市鷺沼石山	次の図のとおり	土石流
鷺沼茅場1	各務原市鷺沼茅場	次の図のとおり	土石流
鷺沼茅場2	各務原市鷺沼茅場	次の図のとおり	土石流
1 蘇原北山町2丁目	各務原市蘇原北山町2丁目	次の図のとおり	土石流

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
根尾越波	本巣市根尾越波	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
根尾下大須	本巣市根尾下大須	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
根尾能郷	本巣市根尾能郷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
根尾長島	本巣市根尾長島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
根尾天神堂2	本巣市根尾天神堂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
根尾天神堂3	本巣市根尾天神堂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
根尾天神堂4	本巣市根尾長嶺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

根尾西板屋	本巢市根尾西板屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
根尾小鹿1	本巢市根尾小鹿	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
根尾小鹿2	本巢市根尾小鹿	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
根尾神所1	本巢市根尾神所	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
根尾神所2	本巢市根尾神所	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
根尾市場2	本巢市根尾市場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
根尾市場3	本巢市根尾市場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
根尾板所1	本巢市根尾板所	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
根尾板所2	本巢市根尾板所	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
根尾板所3	本巢市根尾板所	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
根尾高尾	本巢市根尾高尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
根尾奥谷1	本巢市根尾奥谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
根尾奥谷2	本巢市根尾奥谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
根尾奥谷3	本巢市根尾奥谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
根尾大河原洞	本巢市根尾大河原	次の図のとおり	土石流
根尾長島洞	本巢市根尾長島	次の図のとおり	土石流
根尾大井洞	本巢市根尾大井	次の図のとおり	土石流
根尾東板屋洞	本巢市根尾東板屋	次の図のとおり	土石流
根尾奥谷洞1	本巢市根尾奥谷	次の図のとおり	土石流
根尾奥谷洞2	本巢市根尾奥谷	次の図のとおり	土石流
根尾奥谷洞3	本巢市根尾奥谷	次の図のとおり	土石流
根尾奥谷洞4	本巢市根尾奥谷	次の図のとおり	土石流
根尾奥谷洞5	本巢市根尾奥谷	次の図のとおり	土石流
根尾奥谷洞6	本巢市根尾奥谷	次の図のとおり	土石流
根尾奥谷洞7	本巢市根尾奥谷	次の図のとおり	土石流
根尾奥谷洞8	本巢市根尾奥谷	次の図のとおり	土石流

根尾奥谷洞9 本巢市根尾奥谷 次の図のとおり 土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県岐阜土木事務所及び本巢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

土地改良区の合併認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七十二条第二項の規定により、次のとおり土地改良区の合併を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和三年四月九日

岐阜県知事 古 田 肇

合併後存続し、及び定款を変更する土地改良区名	合併により解散する土地改良区名	認可年月日
養老町高田土地改良区	養老町烏江土地改良区	令和 三・ 四・ 一

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成十七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和三年四月九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 調達物品の名称及び数量 岐阜県美術館エグザシブ型展示ケース 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 3 随意契約の理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号該当
- 4 契約の相手方を決定した日 令和3年2月26日

5 契約の相手方の住所及び氏名 岐阜市柳津町流通センター1丁目8番地4

株式会社インフォアーム  
代表取締役 辻 博文

6 契約金額 37,727,800円

7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

- (1) 部署の名称 岐阜県美術館総務部
- (2) 所在地 岐阜市宇佐四丁目1番22号

土地改良区役員の変更及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和三年四月九日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住 所
岐阜市城田寺	令和三年三月三十一日	理事	河田 均	岐阜市城田寺 七五番地
岐阜市城田寺	令和三年三月三十一日	同	棚橋 淳行	岐阜市城田寺 一一八番地
岐阜市城田寺	令和三年三月三十一日	同	土田 宏	岐阜市城田寺 二二三番地
岐阜市城田寺	令和三年三月三十一日	同	脇原 勝美	岐阜市上城田寺中 三〇番地
岐阜市城田寺	令和三年三月三十一日	同	脇原 勝美	岐阜市上城田寺中 三六番地
岐阜市城田寺	令和三年三月三十一日	同	渡邊 益男	岐阜市上城田寺中 五八四番地
岐阜市城田寺	令和三年三月三十一日	同	市橋 和行	岐阜市城田寺 九六〇番地
岐阜市城田寺	令和三年三月三十一日	同	小牧 治壽	岐阜市城田寺 一一〇八番地
岐阜市城田寺	令和三年三月三十一日	同	小牧 満	岐阜市城田寺 六一三番地
岐阜市城田寺	令和三年三月三十一日	同	小牧 満	岐阜市城田寺 二五八番地

就任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住 所
岐阜市城田寺	令和三年四月一日	理事	河田 敏光	岐阜市城田寺 一一九番地
岐阜市城田寺	令和三年四月一日	同	河田 光秀	岐阜市城田寺 五二番地
岐阜市城田寺	令和三年四月一日	同	河田 均	岐阜市城田寺 七五番地
岐阜市城田寺	令和三年四月一日	同	棚橋 一雄	岐阜市城田寺 二五五番地
岐阜市城田寺	令和三年四月一日	同	棚橋 正文	岐阜市城田寺 一一五番地
岐阜市城田寺	令和三年四月一日	同	坂野 繁利	岐阜市城田寺 五九七番地
岐阜市城田寺	令和三年四月一日	同	小牧 壽	岐阜市城田寺 一一〇八番地
岐阜市城田寺	令和三年四月一日	同	土田 龍雄	岐阜市城田寺 五八四番地
岐阜市城田寺	令和三年四月一日	同	市橋 和行	岐阜市城田寺 九六〇番地
岐阜市城田寺	令和三年四月一日	同	土田 勝彦	岐阜市城田寺 六一四番地
岐阜市城田寺	令和三年四月一日	同	脇原 勝美	岐阜市上城田寺中 三〇番地
岐阜市城田寺	令和三年四月一日	同	土田 宏	岐阜市城田寺 二二三番地

土地改良区の変更に認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の変更に認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和三年四月九日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区名	認可年月日
曾代用水土地改良区	令和三年三月二十四日

土地改良区の変更に認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土

地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和三年四月九日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
関市肥田瀬用 水 土 地 改 良 区	令 和 三 ・ 三 ・ 三 〇

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和三年四月九日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
関市倉知用 水 土 地 改 良 区	令 和 三 ・ 三 ・ 三 〇

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和三年四月九日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
関市木曾川右岸用 水 土 地 改 良 区	令 和 三 ・ 三 ・ 三 〇

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和三年四月九日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
美濃加茂市木曾川右岸用 水 土 地 改 良 区	令 和 三 ・ 三 ・ 二 九

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和三年四月九日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
坂祝町木曾川右岸用 水 土 地 改 良 区	令 和 三 ・ 三 ・ 二 九

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和三年四月九日

岐阜県知事 古 田 肇



土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
八百津町木曾川右岸用水土地改良区	令和 三・ 三・ 二九

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和三年四月九日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
下呂市萩原町土地改良区	令和 三・ 四・ 九

令和三年四月九日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社